

ダウンロード

○北海道製菓衛生師試験委員会条例（平成28年3月31日条例第15号）

北海道製菓衛生師試験委員会条例

平成28年3月31日  
条例第15号

北海道製菓衛生師試験委員会条例をここに公布する。

北海道製菓衛生師試験委員会条例

（設置）

第1条 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験を適正に実施するため、知事の附属機関として、北海道製菓衛生師試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）製菓衛生師試験の問題を作成すること。
- （2）製菓衛生師試験の合否の判定を行うこと。
- （3）知事の諮問に応じ、製菓衛生師試験に関する事項を調査審議すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- （1）製菓又は衛生に関し学識経験を有する者
- （2）製菓又は衛生に関し専門的な知識を有する道の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（秘密保持義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。